

「第八十条」を「第八十一条」に、「第八十条の二」を「第八十二条」に、

第四目 寄附金

第五目 所得税

第六目 繰越欠

第四款 各連結事

第二節 税額の計算

第一款 税率（第

第二款 税額控除

第三款 連結法人

第三節 申告、納付

第一款 連結中間

第二款 連結確定

第二款の二 電子

第三款 個別帰属

第四款 納付(第

第五款 還付(第

第六款 更正の請

第二章 退職年金等積

業年度の連結所得に対する法人税

びその計算

(第八十一条)

業年度の連結所得の金額の計算(第八十一条の二)

又は損金の額の計算

金額又は個別損金額(第八十一条の三)

当等(第八十一条の四)

額等(第八十一条の五・第八十一条の五の二)

(第八十一条の六)

額等（第八十一条の七―第八十一条の八の二）

損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十二）

を「第二章 退

第八十一条の十二・第八十一条の十三）

（第八十一条の十四―第八十一条の十七）

税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

及び還付等

申告（第八十一条の十九―第八十一条の二十一）

申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）

情報処理組織による申告の特例（第八十一条の二十四の二・第八十一条の二十四の三）

額等の届出（第八十一条の二十五）

第八十一条の二十六―第八十一条の二十八）

八十一条の二十九―第八十一条の三十一)

求の特例(第八十二条)

立金に対する法人税

職年金等積立金に対する法人税」に改める。

第二条第十二号の六の七から第十二号の七の二までを次のように改める。

十二の六の七 通算親法人 第六十四条の九第一項(通算承認)に規定する親法人であつて同項の規定による承認を受けたものをいう。

十二の七 通算子法人 第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人であつて同条第一項の規定による承認を受けたものをいう。

十二の七の二 通算法人 通算親法人及び通算子法人をいう。

第二条第十二号の七の七を次のように改める。

十二の七の七 通算完全支配関係 通算親法人と通算子法人との間の完全支配関係(第六十四条の九第一項に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。)又は通算親法人との間に完全

支配関係がある通算子法人相互の関係をいう。

第二条第十六号中「(各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人(以下この条において「連結申告法人」という。)を除く。)」を削り、同条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第二条第十七号の二を削り、同条第十八号中「(連結申告法人を除く。)」及び「(第八十一条の第十八項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別所得金額を含む。)」を削り、同条第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第三十一号の二及び第三十二号を削り、同条第三十三号を同条第三十二号とし、同条第三十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三十七号中「第三十一号、第三十三号及び第三十四号」を「から第三十三号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十七号の二を同条第三十七号とし、同条第三十八号中「第八十一条の二十六(連結中間申告による納付)」を削り、同条第四十号中「及び第一章の二第一節」を削り、「計算」の下に「第八十条第四項(欠損金の繰戻しによる還付)」を加え、「又は連結確定申告」を削

る。

第三条中「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に改める。

第一編第二章の二を削る。

第四条の六第一項中「第四条（納税義務者）」を「前条」に改め、第一編第二章の三中同条を第四条の二とする。

第四条の七を第四条の三とし、第四条の八を第四条の四とし、第一編第二章の三を同編第二章の二とする。

第五条中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削る。

第六条を削る。

第七条中「第五条（内国法人の課税所得の範囲）」を「前条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「又は第六条（連結法人の課税所得の範囲）」を削り、同条を第七条とする。

第九条を第八条とし、第十条を削る。

第十条の二中「第九条第一項（外国法人の課税所得の範囲）」を「前条第一項」に改め、同条を第九条

とする。

第十条の三第一項中「次に掲げる」を「第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）の」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第一編第三章第二節中同条を第十条とする。

第十二条第三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第十四条の見出しを「（事業年度の特例）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

第十四条第一項第一号中「（連結子法人を除く。）」を削り、「場合」を「こと」に改め、「事業年度

開始の日から」及び「までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同項第二号中「場合（第十号に掲げる場合を除く。）」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間」を削り、同項第三号から第十八号までを削り、同項第十九号中「場合（」を「こと（」に、「から同日の属する事業年度終了の日までの期間」を「の前日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二十号中「なつた場合」を「なつたこと」に、「事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた」を「事実が生じた」に改め、「までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二十一号中「場合（第十号に掲げる場合を除く。）」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二十二号中「（連結子法人を除く。）」を削り、「場合」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二十三号中「場合」を「こと」に改め、「その事業年度開始の日から」及び「までの期間及びその有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第七号とし、同項第二十四号中「場合」を「こと」に改め、「その事業年度開始の日から」及び

「までの期間及びその有しないこととなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第八号とし、同項第二十五号中「場合」その事業年度開始の日から当該「を」こと 当該」に改め、「までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間）」を削り、同号を同項第九号とし、同条第二項を次のように改める。

2 通算親法人について第六十四条の十第五項又は第六項（第三号、第四号又は第七号に係る部分に限る。）（通算制度の取りやめ等）の規定により第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認が効力を失つた場合には、当該通算親法人であつた内国法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、その効力を失つた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該効力を失つた日から開始するものとする。

第十四条に次の六項を加える。

3 通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の時に当該通算親法人との間に通算完

全支配関係があるものの事業年度は、当該開始の日を開始するものとし、通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該終了の日を終了するものとする。

4 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、第二号の内国法人の合併による解散又は残余財産の確定に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に定める日から開始するものとする。

一 内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係（第六十四条の九第一項に規定する政令で定める関係に限る。以下この条において同じ。）を有することとなつたこと その有することとなつた日

二 内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなつたこと その有しなくなつた日

5 次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該各号に定める日から開始するものとする。

一 親法人（第六十四条の九第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の申請特例年度（第六十四条の九第九項に規定する申請特例年度をいう。以下この条において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係がある内国法人 その申請特例年度開始の日

二 親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた内国法人 その有することとなつた日

6 前項の場合において、同項各号に掲げる内国法人が第六十四条の九第一項の規定による承認を受けなかつたとき、又は前項各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当するときは、これらの内国法人の前項各号に定める日から開始する事業年度は、申請特例年度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合併による解散又は残余財産の確定により当該各号の親法人との間に完全支配関係を有しなくなつた場合（以下この項において「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

7 内国法人の通算子法人に該当する期間（第五項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、前条第一項及び第一項の規定は、適用しない。

8 内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、当該内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加入日（これらの完全支配関係を有することとなつた日をいう。第一号において同じ。）の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）がこの項の規定の適用を受ける旨、同号イ又はロに掲げる期間その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該加入日から当該加入日の前日の属する特例決算期間（次に掲げる期間のうち当該書類に記載された期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等

との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合 当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第四項第一号又は第五項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第六項の規定を適用する。

イ 当該内国法人の月次決算期間（会計期間をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）をいう。）

ロ 当該内国法人の会計期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該内国法人及び他の内国法人については、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十五条中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。
第十五条の二を削る。

第二十条の見出し中「納税地等」を「納税地」に改め、同条中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において「納税地等」という。）」を削り、「納税地等の」を「納税地の」に改める。

第二十三条第一項中「配当等の額（」の下に「関連法人株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額から当該配当等の額に係る利子の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、」を加え、同条第二項中「の支払に係る基準日」を「に係る基準日等（次の各号に掲げる配当等の額の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該基準日」を「当該基準日等」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 株式会社がする前項第一号に規定する剰余金の配当で当該剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第二百二十四条第一項（基準日）に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の定めがあるものの額 当該基準日
- 二 株式会社以外の法人がする前項第一号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配、同項第二号に規定する金銭の分配又は同項第三号に規定する金銭の分配（以下この号及び次

号において「配当等」という。）で、当該配当等を受ける者を定めるための基準日に準ずる日の定めがあるものの額 同日

三 配当等で当該配当等を受ける者を定めるための基準日又は基準日に準ずる日の定めがないものの額 当該配当等がその効力を生ずる日（その効力を生ずる日の定めがない場合には、当該配当等がされる日）

第二十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「及び第四項」を削り、「内国法人」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）」を加え、「前項」を「次項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等として政令で定めるものをいう。

第二十三条第七項中「内国法人」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）」を加え、「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、

同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十四条第一項中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第二十五条の見出しを削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の損金不算入等」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資については、前二項の規定は、適用しない。

第二十五条の二第一項中「又は第八十一条の六（連結事業年度における寄附金の損金不算入）」を削り、「を適用しない」を「の適用がないもの」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「第三十七条第七項（第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）」を「同条第七項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「の損金不算入」を削り、同項第三号中「第八十一条の二十九（所得税額

等の還付）又は「を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十二條（外国税額の還付）若しくは第二十七條の二（更正等による外国税額の還付）の規定」に改め、同項第四号中「若しくは第八十一條の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）」及び「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同條第三項中「第八十一條の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）」を「第十七項（同條第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第六十九條第十項」を「同條第九項」に、「第六十九條第一項に」を「同條第一項に」に改め、「又は第八十一條の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同條第四項を次のように改める。

4 内国法人が他の内国法人から当該他の内国法人の通算税効果額（第六十四條の五第一項（損益通算）又は第六十四條の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項において同じ。）のみに適用される規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として通算法人と他の通算法人との間で授受される金額をいう。）を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十六条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二十七条中「内国法人が」を「内国法人の」に、「ついて」を「ついて当該内国法人（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）が」に、「に相当する」を「（当該内国法人が通算法人である場合には、同条第十三項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされた金額）に相当する」に改める。

第三十一条第一項中「損金の額に算入する金額」を「所得の金額の計算の通則」に改め、同条第五項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う）」を「第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する）」に改める。

第三十二条第一項中「損金の額に算入する金額」を「所得の金額の計算の通則」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第七項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う）」を「第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する）」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条第五項中「出資に」を「出資及びこれらの規定の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用

を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資に」に、「これら」を「前三項」に改め、同条第七項中「の益金不算入等」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十七条第一項中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」に改め、同条第二項中「の益金不算入」又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しない」を「」の規定の適用がないもの」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「第二十五条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」に改める。

第三十八条第一項第三号中「若しくは第十項」を「又は第十項」に改め、「第八十一条の二十三第二項（連結確定申告書の提出期限の延長）又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」を削り、同項第六号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に、「若しくは第十項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項」を「又は第十

項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 内国法人が他の内国法人に当該内国法人の通算税効果額（第二十六条第四項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。）を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第三十八条第四項を削る。

第四十一条中「内国法人が」を「内国法人（通算法人を除く。）が控除対象外国法人税の額（二に、「につき同条」を「をいう。以下この条において同じ。）につき第六十九条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通算法人又は当該通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、控除対象外国法人税の額につき第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第三百三十三条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該通算法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額は、当該通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。